

鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年春に予定される県立美術館の開館効果を県全体に波及させるプロジェクトとして、地域や関係施設等による県立美術館開館に向けた取組を応援することで、県立美術館の効果的なPRや地域活性化に繋げていくとともに、地元の機運を醸成していくことを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、美術館整備局美術館整備課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更

(3) 補助事業の内容の変更につながる、支出区分間の経費配分の変更や、新たな支出事由の追加

(4) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、美術館整備局美術館整備課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
鳥取県地域で つくる美術館 応援事業	県内に事務所又は活動拠点を有する ・ NPO、地域住民組織、商工団体、各種産業団体及びその青年部組織 等（法人格は問わない） ※以下の項目に該当する団体ではないこと ・ 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体 ・ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体 ・ 団体としての実体のないもの	(1) 補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費（事業実施に主要な役割を果たす者を除く）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）等、交付対象として不相当と認められるものは対象としない。 (2) 委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。	2 / 3	100万円

〇〇年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業計画書

（団体名： ）

区 分	内 容
1. 事業の名称	（事業内容を端的に記入してください。）
2. 事業の目的	（事業実施することで実現しようとすることを記入してください。）
3. 実施体制	（事業を効果的に実施するために、誰が事業を実施するか、どのような関係者と連携を行うかを記入してください。既に組織図等がある場合は添付いただき、「別添のとおり」と記入していただいても構いません。）
4. 事業内容	（「いつ、誰を対象に、どこで、何をどのように」実施するのが明確に分かるように具体的に記入してください。事業計画書や既存資料がある場合は、この欄には重要な部分のみをご記入いただき、「別添資料参照」と記載して、関係書類を添付いただいても構いません。）
5. 公益性	（本事業が地域や社会に与える影響や効果について記入してください。「〇〇することで、〇〇や〇〇といった人たち（〇人程度）に、〇〇という効果が与えられる」のように「どのように」「誰に」「どのくらい」等の情報が分かるように記載してください。活動が申請者や一部の者の利益でないことを確認するのが目的です。）
6. 計画の実現性	（十分な体制のもと取組を主体的に行い、計画を実現することが分かるように記入してください。「〇〇の実現に当たっては〇〇と〇〇が協力し、十分な人数が確保できている」のように、「どのように」「誰が」等の情報が分かるように記載してください。）

〇〇年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業収支予算書

（団体名： _____）

収入の部 （単位：円）

区 分	予算額	積算内訳
県補助金		
自己資金		
参加費① （入場料、出展料等）		
その他の収入② 〔民間・市町村助成金、 販売収入等〕		
合 計		

支出の部 （単位：円）

区 分	予算額	積算内訳
補助対象経費		
	補助対象経費計③	
補助対象外経費		
	補助対象外経費計	
合 計		

※算定基準額 = 補助対象経費③ - (参加費① + その他の収入②)

=

円

第 年 月 日 号

〇〇 〇〇 様

鳥取県知事 平井 伸治



〇〇年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県地域でつくる美術館応援事業」とし、その内容は、令和7年春に予定される県立美術館の開館効果を県全体に波及させるプロジェクトとして、地域や関係施設等による県立美術館開館に向けた取組を応援することで、県立美術館の効果的なPRや地域活性化に繋げていくとともに地元の機運を醸成していく取組とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金交付要綱（令和4年7月4日付第202200088122号美術館整備課長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

〇〇年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業報告書

（団体名： ）

区 分	内 容
1. 事業の名称	
2. 事業の目的	(事業実施した目的を記入してください。申請時の事業目的と変更がなければ申請時の内容でも構いません。)
3. 実施体制	(事業実施に関して誰が事業を実施したか、どのような関係者と連携を行ったかを記入してください。)
5. 事業結果	(補助金を受けて実施した事業の内容(①実施日、②参加人数、③開催場所、④事業概要などを記入)を明確に記入してください。申請時から、時期や会場が変更となっても、事業が適切に行われていれば支障はありません。事業実施に関する既存資料がある場合は、この欄には重要な部分のみをご記入いただき、「別添資料参照」と記入して、関係書類を添付いただいても構いません。)
6. 事業成果	(事業実施により得られた成果や課題、今後の展開などについて記入してください。)
7. 他の補助金等の活用	(本事業において活用した他の補助金、助成金等があれば補助金等の名称、金額、対象となった事業内容を記入してください。)

様式第5号 (第7条関係)

〇〇年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業収支決算書

(団体名 :)

収入の部 (単位:円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
県補助金			
自己資金			
参加費① (入場料、出展料等)			
その他の収入② (民間・市町村助成金、 販売収入等)			
合 計			

支出の部 (単位:円)

区 分	予算額	決算額	積算内訳
補助対象経費			
	補助対象経費計 ③		
補助対象外経費			
	補助対象外経費計		
合 計			

※算定基準額 = 補助対象経費③決算額 - (参加費①決算額 + その他の収入②決算額)

= 円

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所

申請者 氏名

印

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県地域でつくる美術館応援事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県地域でつくる美術館応援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円
（ 年 月 日付第 号による通知額）		

2 実績報告控除税額

（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

	金	円
--	---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

	金	円
--	---	---

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

	1の(1)	
$(3 - 2) \times \frac{\quad}{\quad}$	金	円
	1の(2)	

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。